

第12回 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証委員会 議事要旨

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証委員会事務局

日 時：平成27年5月27日（水）13：30－14：15

場 所：経済産業省別館10階1031会議室

出席委員：山地委員長、秋澤委員、村井委員

1. 挨拶

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課再生可能エネルギー推進室長から挨拶。

2. 委員の確認

事務局から欠席委員について報告。

3. 本年度の委員長の承認

前年度に引き続き、山地委員を委員長とすることについて、異議なく承認。

4. 平成26年度グリーンエネルギーCO₂削減相当量の認証について

事務局から資料1-1、1-2、1-3に基づき、認証申請について説明。異議なく承認（委員会への出席が困難であった浅野委員、安藤委員および亀山委員は書面回答にて承認）。以下、関連する発言及び質疑。

（村井委員）

今年度からの新たな申請はあるか。

（事務局）

新たな申請はなく、全件、過年度からの継続案件である。一部の案件は認証相当量が増加している。

（秋澤委員）

資料1-1記載の保有予定者は申請書類のどの箇所と照合すればよいか。

（事務局）

資料1-2申請書類一式のうち、様式3-2別紙2「グリーンエネルギーCO₂削減相当量配分計画」にてご確認いただきたい。

5. グリーンエネルギーCO₂削減相当量の償却期限の撤廃について

事務局から資料2に基づき説明。以下、償却期限の撤廃について、各委員からの発言及

び質疑。

(事務局) 欠席の亀山委員より「保有できる時期が長い方が、CO₂ 削減相当量の価値が高まって良い」との所見を受領している。

(山地委員長)

本制度発足時に償却期限を設けた当時の経緯を詳細に確認したい。

(オブザーバー：グリーンエネルギー認証センター)

資料2にあるよう、期ずれの観点とともに、商慣習の観点から償却期限を設けた。当時は「同一年度内に、発電、グリーンエネルギーの認証、グリーンエネルギー証書の販売、同証書購入者による各種制度への利用までの一連の流れを行う」との商慣習であったため、期限を設けた場合においても特段の混乱は生じないと判断した。一方、現在は当該年で権利を行使せず在庫のまま保持する企業も増えており、商慣習が変化している。本制度において償却期限を設定していることで、本制度の活用が制限されている可能性がある。従い、現行の商慣習に合わせ、本制度の活用を促進するためにも、償却期限の撤廃に関する要望がなされたと認識している。

(秋澤委員)

償却期限の撤廃については、いわば「貯金」と同様に、取得したクレジットを取り崩す、すなわち償却する時期について保有者が自由に決めてよい、との認識でよいか。

(山地委員長)

その認識でよい。他の制度においても、少なくないクレジットが積み上がっている。

(村井委員)

年度が変わることによる、排出係数の影響を考慮する必要があるのではないか。

(山地委員長)

影響は少なからず生じるが、二重に価値が利用されることはないため、撤廃に問題はないのではないか。

(秋澤委員)

削減相当量は認証時に確定しており、認証年度と償却年度が異なった場合でも削減効果に影響はないため、問題はないと考える。

(村井委員)

了承した。

(秋澤委員)

亀山委員の所見の意図を確認したい。

(山地委員長)

将来、CO₂ 削減への要求が高まった際に、過年度に認証を受けた削減相当量を活用できるため、価値が上がるという事態を想定しておられると考える。

(山地委員長)

それでは、その他にご意見がない様子であるため、事務局提案の通り、償却期限は撤廃ということで。

6. 今後のスケジュールについて、

事務局から資料3に基づいて説明。スケジュールについて異議なく承認。以下、関連する発言及び質疑。

(事務局)

今後8月・12月・3月と認証委員会を、また10月に熱の専門委員会を予定している。昨年度、会議体として委員の皆様にお集まり頂くのは年度当初1回という運用を承認いただいたため、第13回以降は原則書面審査としたい。なお、申請者に不利益のないよう、書面審査は随時開催とする。

(山地委員長)

原則は書面審査で問題ないが、会議体で議論すべきような議題があればお集まりいただくこともあろうかと思う。

(秋澤委員)

熱の専門委員会では具体的にどのような項目を議論する予定か。

(事務局)

運営規則記載の「グリーン熱種別方法論」のうち、「4.グリーンエネルギーCO₂削減相当量の算定方法」等の改訂に関する議論、またデフォルト値の見直しに関する議論等を予定している。デフォルト値については、事務局の調査結果を基に委員会にてご議論いただきたい。

(秋澤委員)

メンバーは前回と同様か。

(事務局)

前回の議論を理解されている方をお願いしたいと考えている。

7. その他の連絡事項について

事務局から参考資料1に基づいて電力排出係数の更新について、また参考資料5に基づいて、グリーンエネルギーCO₂削減相当量制度の現状及びグリーン電力証書の動向について説明。以下、関連する発言及び質疑。

(村井委員)

グリーン電力証書の現状に関する資料で、設備容量がマイナスとなっているのはなぜか。

(オブザーバー：グリーンエネルギー認証センター)

固定価格買取制度へ移行したために、グリーン電力証書としての設備認定を取り消した

案件があり、それらをマイナスで計上している。

(山地委員長)

マイナス計上があるものの、全体として同水準であるということは、認定容量が増加しているのか。

(オブザーバー：グリーンエネルギー認証センター)

現状の設備容量を算出するためには、プラス側からマイナス側を差し引く必要があり、設備容量全体は減少している。この減少は、証書販売の減少に起因している。従来の証書購入企業による証書の買い増しが難しく販売が減少しているため、認証電力量自体を減少させている。従来型の証書購入が減少している一方で、電力と証書をセットで販売するとの新しい動きもあり、今後顧客層が変化する可能性がある。それにより、特定企業に依存していた証書の販売も変化していく可能性があると考えている。

以上